

お客様各位

株式会社辰巳菱機との特許訴訟に関するご報告

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

弊社は「日本のライフラインを守る！」を事業使命として、全国の非常用電源設備の性能検証に不可欠な負荷装置を全国に配備し、安心・安全で高品質な負荷試験環境を整備することに、ご共感いただいた様々な分野の方のご支援を頂きながら、事業を進めてまいりました。

弊社が株式会社辰巳菱機（以下「辰巳菱機」という）から、同社の高圧用負荷装置の特許を侵害しているとして訴えを受けた2つの民事訴訟において、いずれも、弊社の主張が全面的に認められることとなりましたので、その結果及び経緯につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

記

1. 高圧訴訟（平成27年（ワ）第5542号）

辰巳菱機の訴えに理由がないとして、裁判所の主導により、訴えが取り下げられました。

・原告（辰巳菱機）取下げ日：平成28年5月23日

<経緯>

平成27年3月2日、東京地方裁判所において、弊社の高圧用負荷装置が、辰巳菱機が平成7年6月30日出願した特許3718874号の特許を侵害するとして提訴され、係争となりました。

本件については、高圧用負荷装置が、辰巳菱機の上記特許権を侵害するか否かについて審理を進めてまいりました。弊社の高圧用負荷装置が特許権を侵害しないことの立証を進めた結果、これを裁判所が認め、平成28年3月2日の期日において、裁判所が請求に理由がないことを理由とし、辰巳菱機に対し自ら訴えの取り下げを検討すべきとの勧告がありました。このような裁判所の訴訟指揮は極めて異例なことです。その後の平成28年5月23日、辰巳菱機が取下書を裁判所に提出し、弊社が紛争の早期解決の観点からこれに同意し、正式に辰巳菱機の訴えの取下げにより、訴訟が終結となりました。

判決の形こそとっていませんが、弊社の主張が全面的に認められた実質的な勝訴であると考えております。

2. 高圧訴訟（平成 28 年（ワ）第 5095 号）

辰巳菱機の主張は認められず、弊社の全面勝訴となりました。

1) 第一審判決日；平成 29 年 6 月 28 日

主文：『原告の請求をいずれも棄却する』、『訴訟費用は原告の負担とする』

<経緯>

平成 28 年 2 月 18 日、東京地方裁判所において、弊社の高圧負荷装置が、辰巳菱機が平成 26 年 8 月 4 日に出願した特許第 5702038 号の特許を侵害するとして提訴され、係争となりました。

本件については、高圧用負荷装置が、辰巳菱機の上記特許権を侵害するか否かについて審理を進めてまいりました。弊社の高圧用負荷装置が特許権を侵害しないことの立証を進めた結果、これを裁判所が認め、平成 29 年 6 月 28 日に辰巳菱機の主張を排斥し、請求棄却判決（弊社全面勝訴）が言い渡されました。

第一審の途中では辰巳菱機側から和解の希望もありましたが、弊社は応じる理由がないと考え、これに応じませんでした。辰巳菱機から弊社に対し、根拠のない不当な特許侵害訴訟の提起が相次いだため、弊社による特許権侵害がなかったことを裁判所の公権的な判断により明確にすることにより、今後の辰巳菱機による濫用的な特許権侵害の主張を抑止する必要があると判断したものです。

2) 平成 29 年（ネ）第 10069 号（原審 東京地方裁判所平成 28 年（ワ）第 5095 号）

知財高裁判決日：平成 29 年 12 月 13 日

主文：『本件控訴を棄却する』、『控訴費用は控訴人の負担とする』

<経緯>

辰巳菱機は、一審判決を不服とし、平成 29 年 7 月 11 日に知的財産高等裁判所に控訴し、係争が継続することとなりました。

同年 10 月 25 日に第一回の口頭弁論が開かれましたが、同日にて結審となりました。同年 12 月 13 日の知的財産高等裁判所の判決は、辰巳菱機の請求を棄却した第一審判決は妥当であり、辰巳菱機の控訴に理由がないとのことで、控訴棄却判決が言い渡されました。

3) 平成 30 年（オ）第 393 号、平成 30 年(受)第 483 号

（原審 知的財産高等裁判所平成 29 年（ネ）第 10069 号）

最高裁決定日：平成 30 年 11 月 27 日

主文：『本件上告を棄却する』、『本件を上告審として受理しない』、『上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする』

<経緯>

辰巳菱機は知財高裁の判決を不服とし平成 29 年 12 月 28 日に最高裁へ上告及び上告受理の申立てを行いました。本年 3 月 20 日に最高裁より記録到着通知書を受領し、審理に至

っておりましたが、平成 30 年 11 月 27 日付で、辰巳菱機の上告及び上告受理申立てについて、上告理由に該当しないこと、上告受理すべきものとは認められないこと、を理由に、上告棄却決定及び上告不受理決定がなされました。これにより、弊社の高圧負荷装置が、辰巳菱機の特許権を侵害していないことが確定致しました。

以上

最後に

一連の、辰巳菱機との特許訴訟では、関係各社様にはご心配をおかけしたにもかかわらず、温かなご理解とご支援を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。皆様のご厚志にお応えすべく、社業に全力を注いでまいりますので、今後とも、ご協力とご支援のほどよろしくお願いたします。

まずは、略儀ながら書中をもって、ご報告申し上げます。

敬具

平成 30 年 11 月 27 日
株式会社アステックス
代表取締役 桜井克利